

## 修士論文要旨

国際河川の水資源管理における国際環境法上の「手続的義務」の履行意義と課題

2016年3月 国際協力学専攻 修了 鈴木遼平 (47-146774)

指導教官：中山 幹康 教授

キーワード：国際環境法,国際河川,手続的義務,メコン川委員会,米加国際合同委員会,ログンダム

本論文は、国際環境法におけるいわゆる「手続的義務」に焦点をあて、事例分析を通して国際河川の水資源管理において同義務規範が果たす機能と課題を検討したものである。本論文で扱った事例は、(1)メコン川におけるサヤブリ水力発電用ダム建設事例、(2)米加国境における国境水管理事例、および(3)タジキスタン・ウズベキスタン間のアムダリア川におけるログン水力発電用ダム建設事例の三例である。

第一章では、国際環境法上の義務の履行確保手段として注目される手続的義務の意義を概説する。本論文の主題である国際法環境法上の「手続的義務」とは、環境に影響を及ぼす可能性のある計画に対し、計画の通知・事前協議・環境影響評価・計画の監視および情報公開を実施する義務の総称である。その意義は、主権を制限しない手続的側面から関与することにより、計画実施国の意思決定に対し「緩やかなコントロール」を可能にする点にある。また、このような関与は関係国間の資源紛争の回避を促す効果も期待でき、近年では、慣習法としての法的地位のみならず具体的な手続的義務の履行を規定した個別の条約も確立されている。本論文では、これらの意義をもつ手続的義務について、国際河川の水資源管理における各国・地域の履行状況を分析し、その課題を明らかにする。

続く第二章では、手続的義務の規範的内容について分析する。国際河川に関する多くの条約にみられる「衡平利用原則」と「損害防止原則」の両原則は、それぞれ、計画国に対し計画実施の際に他国や周辺環境に対する相当の注意義務を要請し、損害発生防止のため可能な限りの措置の実施を求める。両原則間には、妥当な配慮を払っていたならば結果として生じた損害に対する責任は軽減されるのか、あるいは損害の発生という事実は計画実施における手続的正当性によっても甘受されないのか、といった理論的対立が存在する。本論文では、「衡平利用原則」を損害発生防止のための一連の手続的規定と位置付け、損害防止原則が規定する一定規模以上の事実上の損害の発生を防止する義務が、手続的義務の実施を規定する衡平利用原則によって緩和されるとする折衷説を採る。この前提のもと、衡平利用原則が前提とする「相当の注意」義務の規範内容について学説の整理を行い、通知・事前協議・環境影響評価を手掛かりに手続的義務の意義と課題を分析した。通知・事前協議義務の履行は、被影響国が被るおそれのある損害を予見し計画国が取るべき措置の推定を可能にする一方、その実施基準や違反に対する法的措置は明らかでない。また、環境影響評価の実施は計画国が取るべき措置を明らかにする点で「相当の注意」義務を補完する機能を持つが、その実施を要請するにあたっては被影響国による挙証責任が求められる点で実施の制約が存在する。

他方で、こうした手続的義務の履行を「相当の注意」義務の構成要件としてみなせば、これらの手続的不履行は国家責任追及の理論的基礎を成す。そこで、国家責任法

における伝統的な責任(liability)概念を検討する。Liability は国家責任として損害に対する救済・賠償を意味するが、近年では ILC(国際法委員会)の「合法行為責任」にみられるように、越境損害を生じさせる活動に関連して国家が負う通報及び協議の義務、事前通報義務など広義の「防止の義務」を含んだ概念として用いられてきている。このような責任概念の拡大このような概念の拡張に伴い、国家責任法の文脈において越境損害の国家責任の存否を問ううえでは、国家が負うべき環境法上の防止の義務や通報・事前協議の実施、相当の注意義務といった一連の手続的義務の妥当性を評価する必要があるといえよう。

これらの理論的整理を行ったのち、第三章では三水域における手続的義務の履行状況を分析する。サブリ水力発電ダム建設における手続的義務を検討したメコン川の事例では、河川管理組織であるメコン川委員会加盟国が制定した「通知・事前協議・合意のための手続(PNPCA)」の運用状況を分析した。その結果、ダム建設の計画国であるラオスと発電電力の購入者であるタイとの間の利害関係の一致とメコン川委員会の実質的な管理メカニズムの不足といった要因により、PNPCA が上下流国双方の合意形成には有意に機能していない点が明らかとなった。一方で、同じく河川委員会を有する米加国際合同委員会による国境水管理では、同委員会が独自の調査組織と計画実施の判断権限をもつことから米加両国に踏み込んだ政策判断を与え、環境影響への配慮から計画そのものの実施を認可しない事例も見られた。これら二事例と異なり、タジキスタン・ウズベキスタン間では、国家間の河川委員会や国際合意が存在せず、それゆえ環境影響評価や事前協議の実施は計画実施国である上流国タジキスタンの裁量に委ねられている状況が観察された。これらの事例分析の結果、河川使用国による手続的義務の履行は、河川委員会の適切な関与のもとでは本来期待される流域国間の情報共有や損害発生防止といった「衡平かつ合理的な利用」が志向される一方、手続実施に関する河川委員会の関与や履行メカニズムの不在のもとでは、手続の実施が形骸化し、ひいては同義務の実施が計画国による河川利用の正当性の主張を強める要因となりうるということが明らかとなった。

これらを踏まえ結論部では、手続的義務の履行確保に向けた河川委員会の能力強化と第三者的に関与する国際金融機関による義務履行の監視を改善策として提示する。メコン川委員会への聞き取りでは、環境影響評価を実施する上での技術的能力の不足が国家間協議を妨げる要因となっていることが明らかとなった。また、影響評価を実施する上で中立的立場を担保するメカニズムが整備されていないことから、調査の結果に対する下流国からの不満が生じているため、米加間のような独立性を有する調査機関の設置が有効である。中央アジアの事例では、ダム建設に世界銀行やアジア開発銀行をはじめとする国際金融機関が関与していることから、これらの主体が手続的義務の履行を監視することは融資者のアカウントビリティーの観点からも求められる態度であろう。本論文では関係国間の法状況の分析に終始したが、水資源管理は政治的関係も極めて重要な要素であることから、地域的な政治情勢を精査し加味することがより実効的な水資源管理のあり方を模索する上では重要である。これらの追加的検討が本論文の課題である。